

後期高齢者医療保険料の 納付方法の変更できます

後期高齢者医療制度の保険料を特別徴収（年金からの天引き）により納付している人（今後特別徴収になる予定の人も含みます。）のうち、次のいずれかの要件を満たす人は、申し出により口座振替による納付に変更できます。

①国民健康保険の保険料を世帯主として確実に納付していた人

・・・本人の口座から納付できます。

②連帯納付義務者（世帯主または配偶者）がいる年金収入が180万円未満の人

・・・世帯主または配偶者の口座から納付できます。

◆変更手続きの方法

1. 金融機関で「境港市市税等口座振替・自動払込依頼書」に記入して、保険料の口座振替手続きをしてください。



2. 金融機関で受け取った「境港市市税等口座振替・自動払込依頼書（依頼者控用）」を市民課保険年金係の窓口へ提出し、特別徴収中止（納付方法変更）申請書に記入をしてください。

※要件を満たしているか分からないなど不明な点があれば、事前に市役所保険年金係でご相談ください。

※特別徴収の中止および口座振替の開始時期は、申し出る時期により異なります。

※すでに手続きした人は、再度手続きする必要はありません。

◆納付方法の変更により世帯の所得税等の負担が下がる場合があります

後期高齢者医療保険料を納付すると、納付した本人または家族が、所得税等の社会保険料控除を申告することができます。

◇特別徴収（年金からの天引き）の場合は、納付した本人のみが申告できます。仮に家族が75歳以上の人を所得税上の扶養の対象としていても、特別徴収された保険料を控除の対象とすることはできません。

◇制度の見直しにより上記②に該当し、納付変更手続きした場合は、口座振替により保険料を納付した世帯主または配偶者が、社会保険料控除を申告できるようになります。

納付方法を変更することによって、社会保険料控除を申告できる人が変わり、世帯の所得税等の負担が下がる場合がありますので、あわせてご検討ください。

◆問い合わせ先

市民課保険年金係（☎47 - 1036）

鳥取県後期高齢者医療広域連合（☎0858 - 32 - 1095）